

2024年10月30日

東京都知事 小池百合子様

生活クラブ生活協同組合・東京
理事長 加瀬 和美

2025年度東京都予算編成に関する提案

東京都におかれましては、日頃より生協へのご支援・ご指導をはじめとする消費生活の安定と向上のための取組みに対し敬意を表します。

私たち生活クラブ生活協同組合は、1968年の生協設立以来、組合員自身の手による運営を基本とし、共同購入事業を通して豊かな地域づくりに向けた取組みをすすめてきました。また、暮らしを取り巻くさまざまな課題に関する情報提供を行ない、都民自身が実践を通して解決できることは広く行動を呼びかけ、また社会制度として必要と思われる課題については組合員の声をまとめて自治体議会や国会などに届ける活動をすすめてきました。

このたび、東京都における2025年度の予算編成の検討にあたり、都民の生活の文化的経済的改善向上をはかるために、私たちの事業・活動を通して学び・獲得した視点から提案をまとめました。ぜひとも2025年度の東京都予算に盛り込んでいただけますようお願いいたします。

以上

2025 年度東京都予算編成に関する提案

生活クラブ生活協同組合・東京

I. 東京の農業を守り育てる

1. 都市農業の推進と環境に配慮した有機農業への転換に向けて

(1) 農家の後継者不足・新規就農支援の継続

- ・農家の高齢化・世代交代を機に農地を宅地に転換してしまう事例が後を絶ちません。引き続き、農地の相続が不利にならないようにする施策と、農地を必要とする者（団体）へ柔軟に引き継げるような施策を検討してください。
- ・都内の農地の保全のためにも、引き続き新規就農者の支援の拡充をすすめ、新規就農者含む農業従事者が、持続可能な農業経営、農業で生計を立てていけるように自治体とともに実態をつくれるような施策を検討してください。
- ・東京農業を支える多様な担い手の育成対策に早急に取り組む必要があります。意欲ある農業者の労働力不足を補うため、法人のみならず、雇用に対する助成制度を強化してください。
- ・地域の特色をいかした持続可能な農業を支援するために、長期間の貸借を促す（仮称）農地流動化奨励金制度を創設してください。農地相続者等の負担となっている荒廃農地を農地中間管理機構に譲渡もしくは 10 年以上無償で貸し付ける場合には、農地中間管理機構が当該農地を再生し、担い手に貸し付ける事業を創設してください。
- ・農福連携を推進するため、すでに取り組んでいる法人・中間支援団体等ならびに取り組みもうとする農業者等を支援してください。

(2) 東京産農産物流通補助の拡充

- ・燃料費をはじめ物流にかかる費用が高騰する中、その支援が不可欠です。都心部への農産物流通のための支援や東京産農産物を PR するための支援が新設されましたが、地産地消の観点また物流コストを考えたうえでも、都心部に限らない支援が必要と考えます。都内の農家が農産物を出荷するための費用の負担軽減を目的とし、農家・農業者に直接補助するなど、その仕組みを導入してください。

(3) 環境に配慮した有機農業の推進

- ・肥料価格の高騰していること、また環境への負荷を軽減するという観点からも、有機農業を行う農家・農業者への支援が必要と考えます。有機肥料を利用する農業者を支援する取組みを継続するとともに、有機農業への転換を希望する農家・農業者への情報提供や指導なども検討ください。
- ・東京都有機農業堆肥センターから供給される良質な堆肥について都内の畜産農家か

ら堆肥原料を受け入れて生産体制の充実と流通の強化をはかってください。

- ・東京都エコファーマー認定を受ける生産者を増やす取り組みをすすめてください。

(4) 多面的な農地の活用について

- ・農地の保全のためには、農産物を生産するだけでなく、多面的な農地の機能を積極的に活かすため、生産緑地法による農業用施設を相続税納税猶予制度の対象とすること、都市計画法、相続税制等の抜本的な改正を都として国に強く働きかけてください。
- ・引き続き、コミュニティファームや体験農園を設置する際の予算補助を継続するとともに、モデル地区を設置するなど、東京都としてまちづくりの視点で農地を位置づけ、自治体と連携して支援する政策、体制づくりを進めてください。
- ・倉庫・作業場等の農業用施設に設置し、農業上必要な電力を賄う太陽光発電設備の導入・整備について支援を行なってください。地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入について都内設置を希望する認定農業者・民間事業者等を支援する政策及び事業を進めてください。

2. 学校給食等への地場産野菜の活用について（生産―流通―活用する仕組みと資金的支援）

- ・学校給食への出荷を拡大する農業者への農業機械導入支援の中に、「エコ農産物」については補助率をあげて支援するとあったことを評価し、エコ農産物が周知されること、生産する農業者がふえることを期待します。一方で学校給食等への地場産野菜の活用をさらに推進するためには行政、学校、保護者、地域住民が一体となって理解を深めないといけません。東京都として農業者の安定的な経営を維持し守るとともに、子ども達の健康を支えるための重要な食材確保の手段として、自治体の動きがすすむよう引き続き強く推進してください。
- ・学校教育への協力や食農教育に取り組む認定農業者・農家ならびに自治体に対し、必要な支援を強化してください。

II. 遺伝子組み換え作物・ゲノム編集作物について

日本国内では食用の遺伝子組み換え作物の商業栽培の実態は無いものの、新たにゲノム編集作物の商用利用がトマトやトウモロコシ、魚介類で届出されており、食品表示の義務もありません。当該の農家が種苗への表示がないためにゲノム編集作物を栽培してしまった場合、周辺農家との交雑が起こる場合があります。東京エコ農産物の認定条件に遺伝子操作されたものは外すこと条件に入れ、付加価値をつけた農家の取り組みを阻害しかねないゲノム編集作物の栽培について、東京都から注意喚起を進めるとともに、ゲノム編集作物及びその種苗などの表示を徹底してください。

Ⅲ. 地域福祉

1. 子ども・子育て支援

(1) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

生活クラブ生協が運営する都内5か所の保育園においても、合計23名の職員がこの制度による借り上げ宿舎を利用しており、人材の採用と定着に大変効果ある制度であると実感しています。

新規採用のみならず、人事異動による転居の際の支えにもなっており、管理職での利用者も複数います。保育従事職員宿舎借り上げ支援が継続されない場合は、経験を積んできた職員が転職していくことも予想されます。

今後の制度のあり方の検討に当たっては、ぜひ東京都として利用実態を調査していただき、制度の効果を把握して頂いたうえで、家賃の高い東京での保育士確保と定着のための制度として継続してくださるよう、国への提言と東京都としての予算確保をお願いします。

2. 生活困窮者支援

(1) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業について

地域共生社会の実現に向けた地域作りとして、社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制支援事業に543億円が予算案として計上されています。

ただし、実施は市町村の任意となっているため、都道府県としては、後方支援事業として市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために必要な経費として、国が4分の3、都道府県が4分の1を負担するようですが、どのように予算配分を行い、どのような支援を行っているのか、進捗状況はどうなっているのかなど、具体的な内容が都民にもわかるように周知をお願いいたします。

(2) 新たな権利擁護支援構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」について

コロナ禍に行った特例貸付の償還が令和5年1月から始まっており、その返済に苦しむ方からの相談が増えています。また、コロナ禍以降は、外国人や自営業者からの相談が自治体にも舞い込むようになり、相談が複雑で多様化しています。特に家計に関しては利用できる制度にも制限があるなど、制度の利用だけでの支援は難しくなっています。そのため、家計改善支援員へのスーパーバイズなど後方支援が重要になってきます。家計改善支援員の経験値の違いによって支援にばらつきがでないよう、後方支援事業に対する予算措置をお願いします。

3. 子どもの育ち・若者の権利擁護の推進

- ・ 東京都子ども基本条例の第十条（こどもの意見表明と施策への反映）、第十一条（こどもの参加の促進）について、引き続き施策がすすむよう予算措置の検討をお願いします。
- ・ 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こども・若者の生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとするがあります。また第十四条では国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとするがあります。全ての市区町村で子どもの権利に関する条例が制定されるよう、東京都でイニシアチブをとり必要な予算措置の検討を要望します。

また条例の制定後、各市区町村において、教育現場や子どもに関わる人たちへの周知が進むよう推進してください

- ・ 東京都は、『『未来の東京』戦略』（令和3年3月策定）においてその核に据えた3つのC（Children(子供)、Chōju(長寿)、Community(居場所)）に係る取組を区市町村と連携して推進し、子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会、誰もが心豊かに自分らしく暮らせる Chōju 社会、誰もが求める「居場所」につながる可以实现を目指すとしています。

現在、市民の活動として空き家の活用や自宅を部分開放するなどにより、学校を選択しなかった子ども、障がいのある子どもの居場所をつくること各地で展開されています。子育て支援ともなりうるこうした市民の自発的な取り組みをより推進し、継続させることが、安心のまちづくりにつながりますが、月々の家賃等のランニングコストを支援するしくみがなく、継続が厳しい状況にあります。持続可能な地域でのたすけあいの取り組みをより推進する為に、家賃等のランニングコストへの補助金等の予算措置を検討ください。

IV. 環境

1. CO₂ 排出削減・再生可能エネルギーの推進・省エネ政策

(1) 脱原発・再エネ推進に向けて国へ提案を

- ・ 東京都として国より先行し、2030年までに再生可能エネルギー比率50%を目指している点を評価します。しかし現状では、国の基幹電源が原子力・石炭火力であることが広く再エネを普及させることを阻害しています。再生可能エネルギーを基幹電源と位置付け、脱原子力・脱石炭火力政策を早急に進めることを国に提案してください。
- ・ 家庭からのCO₂削減を進めるうえで、使用する電力を再生可能エネルギー由来のもの

に変えることが有効であると考えます。市区町村によっては再生可能エネルギー100%を扱う事業者やプランに切り替えることで補助金を出しているところもありますが、都としてそういった市区町村の取組みの後押しをすすめてください。

- ・ 小中学校の断熱改修と発電設備をすすめるための予算補助を検討ください。市区町村公共施設への再エネ導入促進事業や都立学校への太陽光発電設備の導入事業をすすめていますが、小中学校は災害時の避難所としても活用されます。夏場の使用を考えると、断熱と発電施設を早急に整えることが必要です。また、こどもの学習する環境整備という点においても、都内すべての学校を対象としてすすめていくことが必要と考えます。小中学校が地域のモデルとなり、家庭や事業所での導入へつなげるよう都してすすめてください。

(2) 農地の保全と再エネの普及

- ・ 2030年までに再生可能エネルギー比率50%を実現するために、また身近な地域で電源を確保するといった防災の観点からも、農地を活用したソーラーシェアリングの取り組みを進めることが有効だと考えます。東京都の部署間や市区町村との連携を深め、耕作放棄地の農地の保全にもつながる営農型太陽光発電の推進に向けた政策を進めてください。また、導入にあたって農業経営の持続可能性を高めるメリットなど農業者や地権者の理解が進むよう情報発信をすすめてください。

2. 脱プラスチックの推進

(1) プラスチックの削減

- ・ プラスチック対策予算が昨年度より約2倍程度増額されていますが、使い捨てプラスチックの削減にはリサイクルの前に、まず発生抑制（リデュース）が必要です。都民や事業者へプラ削減の協力要請に留まらず、事業者に対しては、プラスチックに代わる素材に切り替えた場合の補助や、デポジット制度の取組みを企業が整備した場合の補助制度をさらにすすめることで、製品を販売する企業等が責任をもった対応をすすめられるように働きかけてください。都民に対しては、CO₂削減のために自分にできることとして使い捨てプラ容器以外の選択があることを発信してください。

(2) マイクロプラスチックの対策

- ・ 東京都で行っているマイクロプラスチックに関する独自調査について、年1回の実施では不十分であると考えます。調査に必要な予算を確保し、実施回数を増やす、また観測地点を増やし現状把握に努めてください。
- ・ ポイ捨てなどにより捨てられたプラスチック製品は、放っておくと河川に流れ出しマイクロプラスチック発生の要因になります。市民への啓発活動、安易なポイ捨て防止・ごみ拾いの励行を進めてください。

3. 有害化学物質への対策

(1) 有機フッ素汚染の対策を

- ・ 東京都でも有機フッ素化合物（PFAS）が井戸水などで基準値を超えて検出されている実態があります。飲料水としてだけでなく農産物への影響なども懸念されており、都の部署間・市区町村との連携も必要です。東京都として率先して定期的な調査を行い汚染の動向を把握し、情報公開、原因追及をすすめてください。

(2) 香害対策を

- ・ 洗濯用洗剤・柔軟剤などに含まれる香料に含まれる化学物質により、健康被害を訴える人が増えています。小学校などでは、給食着の洗濯に柔軟剤を使うことで、化学物質過敏症の子どもへの影響、思考力の低下も懸念されます。都民の健康を守るため、都として香害の実態を調査し、対策に取り組んでください。
- ・ 香料の成分・内容物は企業秘密とされ、また少量であることから公表・公開されていないことも多く、原因物質が特定できないなどにより対策がとりにくい現状があります。東京都として企業に情報開示を求め、情報開示・公開ができるような仕組みづくりなど、その対策を進めてください。

(3) 公共施設・学校などでの無添加せっけん利用の推進を

手洗い用の洗浄剤には、香料や合成界面活性剤が使用されているものもあります。環境負荷を軽減するとともに、使用者の健康に寄与するためにも、公共施設・学校などでの無添加せっけんの導入を進めてください。

V. 生協の宅配車両の配達中の駐車規制の緩和について

生協の宅配は、生活必需品をそれぞれの家庭へ安全に届けるエッセンシャルワークの一つであり、多くの自治体での見守り協定も締結し、地域の安全・安心に貢献しています。しかし、必需品を届け、地域の見守りを行う配達中において、道路交通法にもとづく駐車規制が生協の配送事業に大きな影響を与えています。抜本的な緩和措置が講じられるよう以下を要望します。

- (1) 社会生活の維持のために事業を担う生協の配送車両の駐車規制に関して、引き続き、抜本的な緩和措置が講じられるよう検討ください。特に、駐車後5分以内で標章発行されている事例が少なくない実態が明らかになっており、東京都としても各警察署や関係機関と連携し、駐車監視員による標章発行が現場で適正に運用されているのか実態を正確に把握し、駐車後10分程度の短時間での標章発行は行わない等、必要な指導を行うことを要請します。
- (2) 荷捌き用の駐車スペースは徐々に増設されていますが、さらに都内数百箇所の荷

捌き駐車スペースについて速やかに増設が実現するよう引き続き検討をすすめてください。

- (3) 東京都内の駐車取り締まりの現状について、駐車実態に即した公平かつ適正な対応となっているか情報共有し、認識を共有するために東京都、警視庁と「高齢者等見守り協定」等を締結している事業者との間で定期的な協議の場を設けてください。

以上